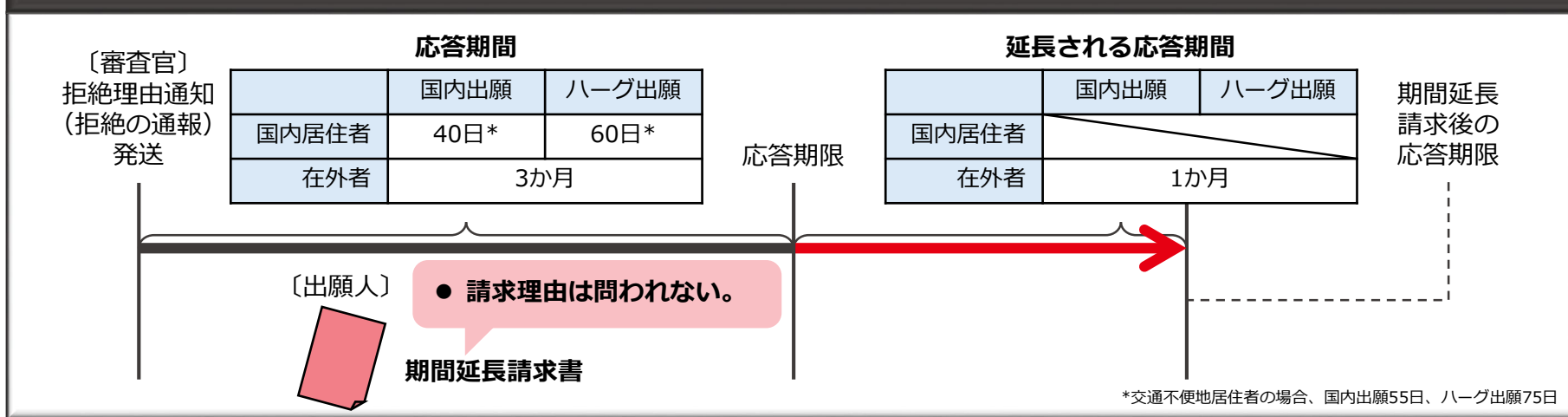


図1 拒絶理由通知（意匠）の応答期間内に行う期間延長請求

従来（応答期限が令和3年3月31日まで）



新運用（応答期限が令和3年4月1日以後）

※拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知については、従来のまま

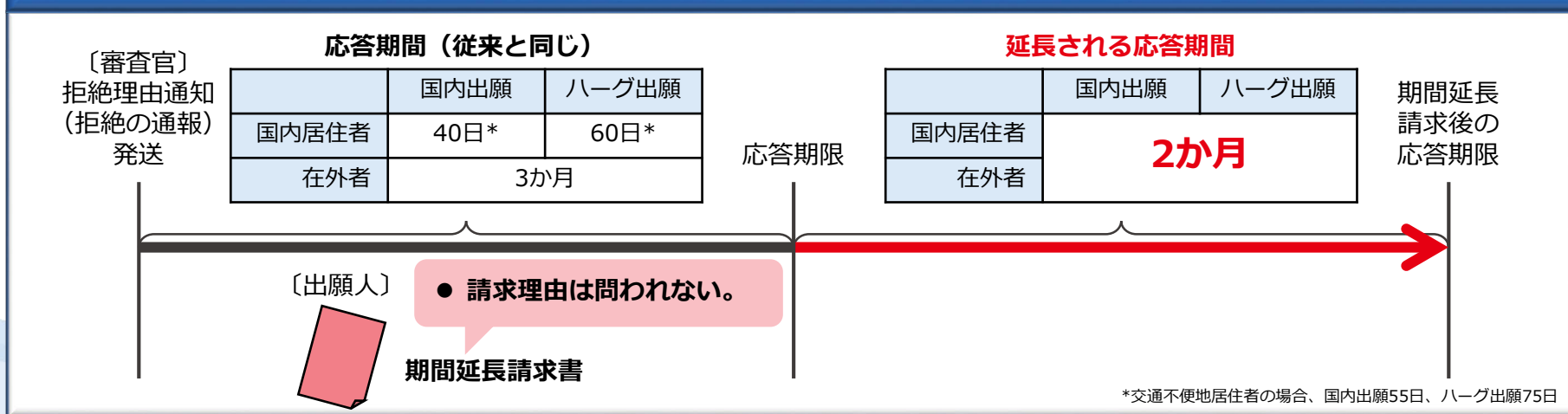


図2 拒絶理由通知（意匠）の応答期間経過後に行う期間延長請求

従来（応答期限が令和3年3月31日まで）

制度なし

新運用（応答期限が令和3年4月1日以後）

※拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知については、対象外

〔審査官〕
拒絶理由通知
（拒絶の通報）
発送

応答期間（従来と同じ）

	国内出願	ハーフ出願
国内居住者	40日*	60日*
在外者	3か月	

応答期限

延長される応答期間

	国内出願	ハーフ出願
国内居住者	2か月	
在外者		

期間延長
請求後の
応答期限

- 当初の応答期間内に期間延長請求なし、または意見書提出なし。

〔出願人〕

期間延長請求書（期間徒過）

- 応答期間経過後2か月間、請求可能。
- 請求は1回のみ。
- 請求理由は問われない。
- ただし、当初の応答期間内に期間延長請求を行った場合、または意見書を提出した場合は、請求不可。

*交通不便地居住者の場合、国内出願55日、ハーフ出願75日